要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす特定対象事業の内容（以下「特定対象事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「特定対象地域特性」という。）を把握するものとする。

第六条第三項中「第一項第二号に掲げる」を「特定対象地域特性に関する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第四条第一項第一号及び第二号の規定は、前項の特定対象事業特性及び特定対象地域特性の把握について準用する。この場合において、同条第一項第一号イ中「第一条各号に掲げる事項」とあるのは「対象事業実施区域及びその面積」と、同号ロからヘまでの規定中「第一種事業に」とあるのは「特定対象事業に」と、同号ホ中「（この条から第九条までにおいて「第一種事業の工事の実施」という。）に係る期間」とあるのは「に係る工法、期間」と、同項第二号イ⑴中「気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）」とあるのは「大気環境」と、「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）」とあるのは「環境基準」と、同号イ⑵中「水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）」とあるのは「水環境」と、それぞれ読み替えるものとする。

第六条を第二十条とする。

第五条中「第十二条」を「第二十六条」に改め、同条を第十九条とする。

第四条を次のように改める。

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第四条　特定対象事業に係る法第六条第一項の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、第四条第二項第一号又は第二号に掲げる地域に準ずるものとする。この場合において、同項第一号中「第一種事業実施想定区域」とあるのは「対象事業実施区域」と読み替えるものとする。

第四条を第十八条とする。

第三条第一項中「（昭和三十九年法律第百七十号）」を削り、同条第五項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」を「専門家等」に改め、「併せて明らかにするもの」の下に「とし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるもの」を加え、同条を第十七条とする。

第二条第六号中「（平成五年法律第九十一号）」を削り、同条第十四号を次のように改める。

十四　国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。

第二条第二十二号中「環境の構成要素（以下「環境要素」という。）」を「環境要素」に改め、同条を第十六条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）」を「令」に、「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の十四条を加える。

（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイからヲまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であって、次に掲げる事項を含むものとする。

一　第一種事業の実施が想定される区域（以下「第一種事業実施想定区域」という。）及びその面積

二　第一種事業に係る電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。）その他の設備に係る事項

（計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針）

第二条　第一種事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

（構造等に関する複数案の設定）

第三条　計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数の案（以下「構造等に関する複数案」という。）を適切に示すものとする。ただし、構造等に関する複数案の設定が現実的でないと認められることその他の理由により構造等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにした上で、単一案を設定するものとする。

2　前項の規定による構造等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

（配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握）

第四条　計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業の内容（以下「配慮書事業特性」という。）並びに第一種事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「配慮書地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一　配慮書事業特性に関する情報

イ　第一条各号に掲げる事項

ロ　第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類

ハ　第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力

ニ　第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要

ホ　第一種事業に係る工事の実施（この条から第九条までにおいて「第一種事業の工事の実施」という。）に係る期間及び工程計画の概要

ヘ　その他第一種事業に関する事項

二　配慮書地域特性に関する情報

イ　自然的状況

(1)　気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

(2)　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(3)　土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(4)　地形及び地質の状況

(5)　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6)　景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ　社会的状況

(1)　人口及び産業の状況

(2)　土地利用の状況

(3)　河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(4)　交通の状況

(5)　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(6)　下水道の整備の状況

(7)　環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(8)　その他第一種事業に関する事項

2　前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、次の各号のいずれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体（第七条から第十四条までにおいて「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認するこ